## 世帯状況・収入等申告書

住

(申告先)

横浜市 中区長

申告日令和6年9月10日

給付申請書と 同内容 申告者氏名 中区 次郎

(弄)

続柄

<sub>所</sub> 中区日本大通35

次のとおり申告します。

1 世帯の状況について

以下の該当する方の状況を記入してください。

- ・利用者が18歳以上の場合:本人及び配偶者
- ・利用者が18歳未満の場合:保護者の属する世帯員全員(単身赴任等の保護者を含む。)

・扶養親族等の人数 : 当該年度の市民税における1月1日現在の年齢で、該当する人数

	養親族寺の人剱 : 自該年度の「	卩氏怳にわり									
			利用者	扶養親族 等の人数		年度の市民税の状況		是税の状況	確認		
	氏 名	生年月日	から みた 続柄	16歳 未満	16~ 18歳	課税・ 非課税の 別		基準に基づ 割の額/年 司様)			
利用者	中区 太郎	平成元年 O月O日		1人	1人	□課税 □非課税		円			
利用者 の 配偶者						□課税 □非課税		円			
	わかる範囲で記入してください。 ※申請年の1月1日現在、横浜市以外に住民登録があった方は、課税										
世帯員	証明書又は、「同意書」をご提出ください。										
				人	人	_ == =>//					
			_	人	人	□課税 □非課税		円			
				人	人	□課税 □非課税		円			

2 他制度・控除の適用 下記の制度、控除等につい

わかる範囲で記入してください。

なお、その事実及び内容 で確認を行います。また、以下の方法によって確認した、いずれかの方の 所得割の額が46万円以上の場合、制度対象外となります。

制度・控除の種類		に〇	有の場合の説明・備考		
生活保護の適用		有	申請時点で生活保護の適用がある場合、課税状況に優先し ます。		
住宅借入金等特別税額控除 (住宅取得控除)		有	・控除前の所得割の額で判定します。 ・所得割の額が46万円より高くなることによって、		
寄付金税額控除 (ふるさと納税等)	なし	有	制度対象外になる場合があります。		
年少・特定扶養控除 ※ 上欄1の表中に記入			・当該控除廃止前の所得割の税率で税額を計算します。 ・所得割の額が46万円より低くなることによって、 制度対象になる場合があります。(非課税にはなりません。)		
寡婦 (夫) 控除のみなし適用 ※ 別途申請様式あり	(Table)	有	していて、所得要件等に該当する場合、税制度の寡婦(夫)控除を	別途申請 に基づき 確認	